

憲法と王と平和

2013年8月11日 信州夏期宣教講座

＜目次＞

序

1. 王は馬を増やすな

(1) 軍備拡張と悪魔

(2) 安倍政権の急速な軍拡

2013年6月4日 「新「防衛計画の大綱」策定に係る提言 「防衛を取り戻す」」

2. 馬を増やすために民をエジプトに帰すな

(1) エジプトと軍事同盟を結ぶな

(2) 集団的自衛権のこと

①9条の改変

②集団的自衛権について

③国連の平和維持軍への参加はどうか？

(3) 憲法9条の実績

3. 憲法の役割と自民改憲草案(2012.04.27)

(1) 王権は律法に制限された

(2) 立憲主義について

(3) 自民改憲草案における人権制限

①97条削除

②「公益及び公の秩序に反しないかぎり」とは？

③表現の自由・財産権の制限

④政教分離条項の改変

⑤人権制限のねらい

(4) 自民改憲草案「緊急事態宣言」の危険性

結び

序 8月6日は広島に原爆が落とされた日、9日は長崎に原爆が投下された日、そして8月15日は敗戦の記念日である。これは明治開国と維新以来、ひたすらに突き進んできた「富国強兵政策」の敗北を意味している。敗戦の翌年1946年11月3日、＜主権在民・基本的人権の尊重・戦争放棄＞を三大原理とする日本国憲法が公布され、翌1947年5月3日に施

行された。然し、今、この日本国憲法とその平和主義が危機に瀕している。私たちはキリスト者として、このことについてどのように考え、祈るべきかをみことばに学びたい。

「王は、自分のために決して馬を多くふやしてはならない。馬をふやすためだといって民をエジプトに帰らせてはならない。『二度とこの道を帰ってはならない』と【主】はあなたがたに言われた。

多くの妻を持ってはならない。心をそらせてはならない。自分のために金銀を非常に多くふやしてはならない。彼がその王国の王座に着くようになったなら、レビ人の祭司たちの前のものから、自分のために、このみおしえを書き写して、自分の手もとに置き、一生の間、これを読まなければならない。それは、彼の神、【主】を恐れ、このみおしえのすべてのことばとこれらのおきてとを守り行うことを学ぶためである。

それは、王の心が自分の同胞の上に高ぶることがないため、また命令から、右にも左にもそれることがなく、彼とその子孫とがイスラエルのうちで、長くその王国を治めることができるためである。」申命記 17 章 16-20 節

1. 王は馬を増やすな

(1) 王は馬を増やすな

モーセはイスラエルの民を率いて荒野を 40 年放浪して後、モアブの地に到着した。ヨルダン川を越えてまもなく約束の地にはいろうという時である。しかし、モーセはここで世を去らねばならぬので、今後、約束の地にはいったならばいかなる心得をもって神の民として生きていくべきかについて、神の御靈の導きを受けて民に教た。それが、この申命記である¹。

「約束の地にはいったら、あなたたちは自分たちも周囲の国々のように王を立てたいというようになるだろう、そのとき、次のことを心得ておけ」ということである。神は実はイスラエルに王を立てるのをあまりお喜びにはならなかった。というのは、王はえてして民にとって偶像的な存在となり、また王自身、自らが神的な存在であると思い上がって民に対して傲慢に振舞う傾向があるからである。事実、エジプトで王パロは太陽神ラーの息子を名乗る現人神だった。

そういう危険性を御承知でありながらも、イスラエルが王を立てるようになることを予見しておられたので、主は、あらかじめ王に対して戒めを与えられた。

「王は、自分のために決して馬を多くふやしてはならない。馬をふやすためだといって民をエジプトに帰らせてはならない。『二度とこの道を帰ってはならない』と【主】はあなた

¹ 申命記を「ヨシヤ王の法典」という説は採らず、本稿の趣旨からここでは議論もしない。

がたに言われた。多くの妻を持ってはならない。心をそらせてはならない。自分のために金銀を非常に多くふやしてはならない。」（申命記 17 章 16,17 節）

第一に権力者の貪欲に対して、「馬をふやすな」「多くの妻をもつな」「私腹を肥やすな」と戒める。特に「馬を増やすな」に注目したい。主イエスがエルサレムに入城なさるにあたって、平和の王としてロバを用いられたように、聖書の世界でロバは平時の乗り物、平和の象徴だが、それに対して、馬は兵器であり、戦争の象徴である（黙示録 6:2-4）。「馬をふやすな」というのは戦車・ミサイル・軍艦を増やすな、軍備増強をするな、そして侵略戦争を企てるなという意味だ。

権力者は、戦力でもって他国を脅かし、他国の領土を侵し、他国の富を奪いたいと企てる。「地上で最初の権力者」ニムロド以来、古代オリエントの時代から権力者はずっと同じ習性をもっている。なぜか？　あの古い蛇による「あなたは神のようになれるのです」という誘惑にアダムが敗れて以来、人間の本性は自ら神のようになり他を支配したいという欲求があるからであろう。

第一歴代誌には、サタンがダビデを軍備拡大へと誘惑したと記されている。「ここに、サタンがイスラエルに逆らって立ち、ダビデを誘い込んで、イスラエルの人口を数えさせた。

（中略）そして、ヨアブは民の登録人数をダビデに報告した。全イスラエルには剣を使う者が百十万人、ユダには剣を使う者が四十七万人であった。彼はレビとベニヤミンとを、その中に登録しなかった。ヨアブは王の命令を忌みきらったからである。この命令で、王は神のみこころをそこなった。神はイスラエルを打たれた。」（第一歴代誌 21:1-7）

悪魔はキリストに対して持ちかけたように、権力者たちの罪深い欲求につけこんで「この、国々のいっさいの権力と栄光とをあなたに差し上げましょう。それは私に任されているので、私がこれと思う人に差し上げるのです。ですから、もしあなたが私を拝むなら、すべてをあなたのものとしましょう。」（ルカ 4:6, 7）と誘惑する。

黙示録も、権力者が、竜（古い蛇・悪魔・サタン）にひざまずくとき、竜は彼に「力と位と権威」を与え、その権力者はある種のカリスマ性を帶びて、軍備を拡張して霸権拡大を図ろうとするのだと、暴走する権力者の靈的黒幕を教えている（黙示録 13:1-4）。

したがって、権力者が軍拡路線に暴走しようとするとき、私たちはそこには悪魔の跳梁があることを見抜いて、この闘いが血肉に対する闘いではなく悪魔に対する戦いであることを認識して、目を覚まして為政者たちが悪魔の誘惑から解放されるように祈らなければならない。

（2）安倍政権の急速な軍拡

では、わが国の現状はどうだろうか。2013年先週8月6日、広島に原爆が投下された記念日のニュースで、「いつも」という戦闘ヘリを載せる全長248メートル、排水量約1万9500トンの空母が就航したと報道されていた。価格は1200億円だそうだ。

その自民党政府の方針にしたがって防衛省は来年度の予算を1800億円以上増額要求をする予定である。4パーセント増で、総額4兆七千538億円。このように安倍政権になって日本は急速に軍備拡張に動いている。1000兆円の借金を抱えているにもかかわらず。

こうした自民党の動きは2013年6月4日に発表された「新「防衛計画の大綱」策定に係る提言（「防衛を取り戻す」）」の反映したものである。北朝鮮の弾道ミサイル開発、中国の日本周辺海域における動きという安全保障環境の悪化、東日本大震災の経験を背景として、防衛体制の一層の強化の必要があきらかになったとして、防衛体制を質・量ともに充実させるべきだと主張している。そこで現行の防衛大綱（「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」）の抜本的見直しを行なうべきだと提言している。その見直しの「三 具体的提言－1. 基本的安全保障政策」として以下6点を挙げている。

- ①憲法改正と国防軍の設置
- ②国家安全保障基本法の制定（自衛権行使（集団的自衛権を含む）の範囲明確化、国家安全保障の基本方針、文民統制のルール、防衛産業の維持育成の指針、武器輸出に係る基本方針）
- ③国家安全保障会議（NSC）設置（昔でいう参謀本部。外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能を強化する）
- ④政府としての情報機能の強化（秘密保全法の件を含む。国民の知る権利・報道の自由、政府監視機能を阻害。）
- ⑤国防の基本方針の見直し（現在の基本方針はS32で古いので現状に即したものにする。）
- ⑥防衛省改革（制服組と文官の一体化によって活動の迅速化を図る。反面、文民統制を危うくする。）

さらに、「三 具体的提言－3 国民の生命・財産、領土・領海・領空を断固として守り抜く態勢の強化」という項目には、注目すべきことが書かれています。特に2点挙げておく。

- ①島嶼防衛の強化のために、自衛隊に攻撃性の高い「海兵隊的機能」を付与する。
- ②自衛隊による「策源地攻撃能力」の保持。敵ミサイル基地を先制攻撃することも自衛である。

これでは「専守防衛」とは到底いえない。戦後日本は抑制的な安全保障政策を採り、他の国との脅威となるような装備や機能を持たないことで、東アジア地域の安定を維持してきた。しかし、こうした方針転換をすれば、相手の軍事力強化に対して不安を抱き、さらに自国の軍事力強化を図るという悪循環が生じ、「軍拡競争」に陥ることは目に見えている。それは、結局、双方の国民の生活を犠牲にすることになる。

しかし、この「軍拡競争」を歓迎しているのは経済界である。経団連は、2004年以来、

政府に対して武器輸出三原則の緩和と宇宙開発を軍事目的化することを求めて続けてきた。彼らは死の商人²である。

日本は、憲法9条を持つ国として、先の戦争についての反省と、平和国家の誇りにかけて「武器輸出三原則」をかけってきた。しかし、現政権はその反省も誇りも捨てて経済産業振興策として、原発と武器を外国に売りさばこうとしている。アベノミクスの第三の矢なのだろう。

2. 馬を増やすためにエジプトに帰らせるな

(1) エジプトと軍事同盟を結ぶな

「馬をふやすためだといって民をエジプトに帰らせてはならない。「二度とこの道を帰ってはならない」と【主】はあなたがたに言われた。」(16節後半)

「馬を増やすためだといって民をエジプトに帰らせるな」とは何を意味するのか？エジプト脱出を果たした民をエジプトに二度と戻すなということは主の意図からわかる。しかし、「馬をふやすため(harbowt sus)に民をエジプトに帰らせる」とはどういう意味か。これについては注解書には明瞭な答えを見出せなかつたが、何らかの意味でエジプトと軍事的強力関係を結んではならないという意味であろうことは推測できる。渡辺信夫牧師からは「エジプトから馬を得るために、民をエジプトに再び売り渡すという意味であると解するのが適當はないか」と示唆をいただいた。エジプトは大国、イスラエルは小国であるから、同盟というよりも、実際には属国・衛星国になるということである。

イスラエルという国は、東西の強国にはさまれた位置にあった。東にはメソポタミア、ペルシャがあり、西南にはエジプトがある。特に創世記13章に見るよう、アブラハムの時代からカナンの地は、メソポタミア方面からの侵略を受けてきた。そして、後には紀元前722年には北イスラエル王国はアッシリヤに滅ぼされ、紀元前586年には南ユダ王国はバビロンに滅ぼされてしまう。こういう国際環境において、東方の強国に対抗するために近隣の大國エジプトと同盟して軍事的に助力を得ることが得策であるという考えにイスラエルの民は傾くことは明らかだった。

近隣の大國と結ぶことによって、自国を守ろうとするというのは昔も今もよくあることである。ソロモン王はエジプトのパロの娘を妃に迎えたとき以来、ユダ王国は親エジプト的態度をとってきた。だが、主はそれをお望みにならなかつた。なぜなら、そういう関係をいったん結んでしまえば、自分に関係のない争いにまで、巻き込まれることになるからである。エジプトの戦争のために使役されることになるからである。今でいう「集団的自衛権」を行使しなければならなくなるのである。

² 2012年の統計では、世界の武器輸出大国上位は、アメリカ、ロシア、中国、ウクライナ、ドイツ、フランス、イギリスです。世界平和をめざすという国連の常任理事国が、死の商人大国であることは、なんとも偽善的である。

(2) 集団的自衛権の問題

①9条改変

日本の状況に、申命記における戒めを適用するならば、当然、念頭に浮ぶのは日米安保条約、日米地位協定ですが、ここでは特に憲法改正の文脈における9条の集団的自衛権を取り上げたい。カッコ内は筆者コメント。

自民憲法改正草案 9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認 その他の統制に服する。 (コメント：緊急事態には国会承認なし総理大臣の統制でOK)

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。 (コメント：公の秩序の維持のために国防軍は国民に銃を向ける)

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。 (コメント：石破茂の主張する非公開の軍事法廷は現行憲法に反する。「第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」)

自民改憲草案QAは集団的自衛権について次のように述べている。

＜参考＞自民改憲草案 Q&A8

「新たな9条2項として、『自衛権』の規定を追加していますが、これは、従来の政府解釈によても認められている、主権国家の自然権(当然持っている権利)としての『自衛権』を明示的に規定したものです。この『自衛権』には、国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれていることは、言うまでもありません。」

また、現在、政府は、集団的自衛権について「保持していても行使できない」という解釈をとっていますが、「行使できない」とすることの根拠は「9条1項・2項の全体」の解釈によるものとされています。このため、その重要な一方の規定である現行2項(「戦力の不保持」等を定めた規定)を削除した上で、

新2 項で、改めて『前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない』と規定し、自衛権の行使には、何らの制約もないように規定しました。(後略)」

さらに、自衛隊を国防軍とする改正草案九条の二の3項として、「わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため」の「自衛権の発動」のほか、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るために活動を行うことができる。」としています。「Q&A」によれば、

「9 条の二 第3 項において、国防軍は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するための任務を遂行する活動のほか、『国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動』を行えることと規定し、国防軍の国際平和活動への参加を可能にしました。その際、国防軍は、軍隊である以上、法律の規定に基づいて、武力を行使することは可能であると考えています。また、集団安全保障における制裁行動についても、同様に可能であると考えています。」

要するに、日本の自衛とは直接関係のない国連のいわゆる平和維持活動、そして米国の世界戦略上の戦争に、日本の国防軍を戦闘員として派遣することが憲法9条改変の意図である。

②集団的自衛権の主張例

国連憲章第51条において加盟国に認められている自衛権である³のだから当然の権利であるとしばしば改憲派は語るが、内容はまったく「当然」ではない。集団的自衛権というのは、自国に敵対していない他国・他勢力であっても同盟国に敵対していたら軍事的攻撃をする権利を意味する。あなたにA君とB君という友人がいるとする。ところが、A君とB君が喧嘩になった。するとあなたはB君と仲が悪くもないのにB君をなぐりつける権利、これを集団的自衛権という。

自分に関係のない争いに手を出すことは、通りすがりの犬の耳をつかむような愚かなことである(箴言26:17)。特にA君が喧嘩っ早い人であるならば、集団的自衛権を持つことはいかにも危険だ。

実際のところ、過去、どのような場面で集団的自衛権が主張してきたか。1968年8月20日、ソ連率いるワルシャワ条約機構軍の戦車隊が、ソ連の傀儡政権を批判する「プラハの春」と呼ばれた市民運動を戦車で押しつぶした。これは、チェコスロバキア政府に対する集団的自衛権の行使であるという口実をもってなされた。また、米国がベトナムのサイゴン政権を助けるために内戦に介入したのも、集団的自衛権の行使だった。霸権国が、傀儡政権を助けるために内戦干渉するための口実として用いられてきたのが、集団的自衛権である。

日本のはあい、集団的自衛権行使とは、具体的には米国が世界のあちこちで行う戦争の下請けに日本の「国防軍」を使役していただくために提供することを意味する。「21世紀に入り中国の台

³ 「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全所掌理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

頭は著しく、2016年にはGDPでアメリカ、EUを抜くとされる。軍事的にも東シナ海、南シナ海を勢力圏におき、太平洋国家・アメリカを脅かすに至った。それに対してアメリカは軍事費を削減しつつ『焦点をアジア太平洋地域に移す』戦略にでた（キャンベル前国務次官補、朝日新聞2013年2月9日）。同時にこの地域での同盟関係を強め、軍事負担を肩代わりさせようとしている。⁴

小泉政権の時代、米国の軍産複合体を背景とした大統領ブッシュは、イラクには大量破壊兵器がないという情報を隠蔽して、イラクに対する先制攻撃＝侵略戦争を始めた。しかも、劣化ウラン弾という非人道的兵器を用いて。そのとき、小泉首相は直ちにブッシュの侵略戦争を支持することを表明し、3070億ドル(30数兆円)という資金を提供した。これ自体が9条に反することだが、もし9条がなかったならば、さらに直接的な意味でこの米国の侵略戦争に加担していたのは明らかである⁵。

これが集団的自衛権の行使の意図する実態。自主憲法制定論者は、実は、一面、対米追従主義者である。

③国連の平和維持軍への参加

日本に敵対する国でもないのに、米国の戦争に加担するために、その国を攻撃するということについては馬鹿げていると思う人も、国連のいわゆる「平和維持軍」に国防軍を参加させることはいいのではないかと思うかも知れない。世界の平和を目指して作られた国際連合の意義を私は全面的に否定するものではないし、実際に、紛争解決にあたっての秩序維持に果たす役割のすべてを否定するつもりもない。

けれども、もう少し視野を広げて国連の常任理事国が軒並み武器輸出大国である現実を見るときに、大国の偽善ということを感じないではいられない。紛争の種のある地域に背後から武器を売りつけて、さんざん戦争をたきつけておいて、実際に、戦争になると国連は憂慮を示し、戦争が終るとそこに正義の味方よろしく平和維持軍を送りこみ、破壊された町々の復興で仕事を得て莫大な利益を手にする。武器輸出大国は、このようにマッチポンプを繰り返して来た。

死の商人たちの振る舞いの一例として、湾岸戦争を挙げておく。この戦争で死の商人は46兆円を超える利益を得た。湾岸戦争前、軍産複合体は“冷戦終結”的で、全米で1位と2位の軍事企業「マクダネル・ダグラス社」と「ゼネラル・ダイナミックス」の両社は経営危機に陥っていたが、湾岸戦争のおかげで立ち直った。「砂漠の嵐作戦」で中東に展開したミサイル、戦車、ヘリコプター、戦闘機といった陸・空の主要兵器だけで総額は約2740億ドル（約36兆1680

⁴ 田代洋一（大妻女子大教授）農協新聞2013年3月5日

⁵ 宇都宮健児氏は「集団的自衛権を行使しようとする背景には、アメリカからの要請もあると私は見ています。アフガニスタン戦争、イラク戦争で巨額の戦費がかかったアメリカは、これから先10年間で40兆円の国防費削減を目指しており、その穴埋めをするため、日本に集団的自衛権の行使を求めているわけです。」と指摘する。http://biz-journal.jp/2013/07/post_2523.html

億円)にのぼる。石油産業は、1990年末の四半期で、米国大手石油18社の純益は前年の250%という額に達し、ブッシュ大統領とベーカー国務長官は、故郷テキサスの一族と米国軍事産業界に莫大な利益をもたらした。

更に湾岸戦争後、破壊されたクウェート復興事業(約800億ドル、およそ10兆4000億円)のほとんどは、世界最大の建設会社「ベクテル社」をはじめとするアメリカの企業が受注し、残りをイギリスがさらっていった。彼らは、中東を破壊し、中東を再建し、中東に莫大な負債をもたらすというパターンを繰り返して巨億の富を得てきたのである。死の商人というのは、戦場で流される血をがぶのみして肥え太るものなのである。

こういう死の商人を喜ばせる国々が「普通の国」であるならば、どうして平和主義に立つわが国が国是である9条を捨てて、あるいはどう見ても異常な解釈改憲をして、そんな「普通の国」になる必要があるだろうか。

(3) 憲法9条の過去の実績

日米地位協定によって、①米国は日本全土のいざこをも潜在的に基地とすることが出来るし、②また無期限に基地に米軍を配備することもでき、③軍人・軍属と彼らの家族には治外法権が適用されると定められている。だから、基地の外に米軍機が墜落したとき、米軍がその事故現場を制圧し、日本の警察の立ち入りを拒むことが、「合法的に」認められてきた。また、日本の航空法では認められていない軍用機の低空飛行が米軍用機には認められる。また、日本政府は日本に何人のアメリカ人が住んでいるかすら把握していない。米国軍人と軍属と家族はパスポート無しで、日本国に出入りすることができるからである。また、彼らが犯罪を犯したばあい、彼ら逮捕・起訴するにも特別扱いがされるので、毎年そういう事件が絶えない。つまり、日米地位協定のゆえに、日本は戦後今日にいたるまで米国に主権を制限された属国的地位に置かれている⁶。

また、1959年砂川事件最高裁判決では、「六 安保条約のごとき、主権国としてのわが国の存立の基礎に重大な関係をもつ高度の政治性を有するものが、違憲であるか否の法的判断は、(中略)裁判所の司法審査権の範囲外にあると解するを相当とする。」とした。憲法にまさるものは日米安保や日米地位協定であると最高裁が認めたのである。

こういう属国的状況にもかかわらず、過去六十数年間、日本の自衛隊は米国によって戦地に少なくとも戦闘員として狩り出されることに抵抗することができた。憲法9条のゆえである。朝鮮戦争のときには、米国議会が不満を鳴らしマッカーサーを召喚・証言させたが、憲法9条ゆえに朝鮮半島に出兵しないですんだ。ベトナム戦争のときも同様である。9条のない韓国はベトナム戦争に引きずり出されて五千人の戦死者を出した。湾岸戦争そしてイラク戦争のときも、日本が戦闘員として自衛隊員を派遣しなかったのは憲法9条があったからである。つまり、日本国憲法9条は、日本の米国の圧力に対する抵抗するための砦で

⁶ 前泊博盛『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門』(創元社、2013年)

あった。

日本国憲法を占領憲法、押し付け憲法であると主張する「自主憲法」論者たちは、実は、米国の戦争に日本の青年たちを兵士として差し出そうとする対米従属主義者である。それは岸信介以来のことである。東条英機ら7人が処刑された翌日、1948年12月24日、19人のA級戦犯が巢鴨プリズンから釈放されたが、そのなかに岸信介は、正力松太郎、児玉誉士夫らが含まれていた。彼らはCIAのエージェント(スペイ)として、岸は政界で、正力はマスコミ界で、児玉は暗黒界で、それぞれ米国の国益にかなうように、日本を誘導することがCIAから期待されていた。この事実は米国情報公開によってあきらかにされ、ティム・ワイナーが調査し *Legacy of Ashes: The History of the CIA* (邦訳『CIA秘録』) 12章に記している⁷。

1952年、公職追放を解かれた岸信介は「自主憲法制定」「自主軍備確立」「自主外交展開」を三大スローガンとして、日本再建連盟を設立して会長となる。しかし、実はこの三大スローガンは対米従属主義者の隠れ蓑にすぎない。米国大使館でCIAの情報宣伝担当ビル・ハチンソンの証言によれば、「岸は日本の外交政策をアメリカの望むものに変えていくことを約束した。アメリカは日本に軍事基地を維持し、日本にとっては微妙な問題である核兵器も日本国内に配備したいと考えていた。岸が見返りに求めたのはアメリカからの政治的支援だった。」フォスター・ダレスが岸に会ったのは、1955年8月のことだった。ダレス国務長官は、面と向かって岸に、「もし日本の保守派が一致して共産主義者とのアメリカの戦いを助けるならば、支援を期待してもよろしい」と言った。支援とは政治資金⁸である。岸の「自主憲法制定」「自主軍備確立」というスローガンの意味するところは、日本軍を編制して米国に使役してもらうおうということだった。今、その岸の孫が推し進めようとしている「自主憲法制定」と「自主軍備確立」も、同じことである。

3. 憲法の役割

(1) 王は律法に制限された

さて、申命記17章に戻ろう。ここには、神が王に対して与えた申命記の戒め、律法の役割が記されている。

「17:18 彼がその王国の王座に着くようになったなら、レビ人の祭司たちの前のものから、自分のために、このみおしえを書き写して、 17:19 自分の手もとに置き、一生の間、

⁷ Tim Weiner, *Legacy of Ashes: The History of the CIA*, Anchorbooks, 2007, 2008 Chap12,邦訳 ティム・ワイナー『CIA秘録』上巻、第12章(文春文庫)

⁸ 米紙ニューヨーク・タイムズは1994年10月9日、「米中央情報局(CIA)が1950年代から1960年代にかけ日本に極秘で計数百万ドルの資金援助をしていた」とスクープした。資金援助の目的は、左翼勢力を弱体化させるためだった。国務省の文書によると、自民党岸政権下の1958年7月、佐藤栄作蔵相がマッカーサー駐日大使に「共産主義と戦うため」に資金要請をしたという。このことは日本でも中日新聞2006年10月9日号に報道された。…ちなみに、当時1ドル360円、グリコが10円の時代。数百万ドルは180億円ほど。

これを読まなければならない。それは、彼の神、【主】を恐れ、このみおしえのすべてのことばとこれらのおきてとを守り行うことを学ぶためである。」

王の役割と祭司の役割は異なる。祭司は聖なるみことばと儀式を執り行う権威であるのに対して、王は国家の平和を維持し、国民の生活の環境を整える国民の福利のための働きを神から任されていた。王が祭司の役割に手を出すことを神は嫌う。主は、祭祀権を犯したサウル王とウジヤ王を懲らしめた。

では、王は律法を知らなくてもよいかというとそうでなく、祭司のもとで律法を書き写し、日々、そして一生の間そのみおしえを学び続けよ、と神は王に命じた。王といえども無制限の権力を持つわけではなく、律法の下に制限を受けるべきなのである。その目的は、20節に記されている。

「17:20 それは、王の心が自分の同胞の上に高ぶることがないため、また命令から、右にも左にもそれることがなく、彼とその子孫とがイスラエルのうちで、長くその王国を治めることができるためである。」

王が自分が王として立てられたのは、へりくだつて公儀としての心をもって奉仕をするためだった。神の教えを学び続けるならば、王は謙遜にそのたいせつな務めを果たすことができるだろうし、その治世も長く続くのだ、と言っているのである。

法による王権の制限、ここには、後の近代欧米に実現する立憲主義の原理が記されていると読むことができよう。フランスの専制君主ルイ14世は「朕は国家なり」と述べた。神は、権力者というものはサタンに誘惑されて傲慢にふくれあがる危険性をよく御存知であるから、彼らに神の教えの下に自分を置き、民に仕えることを意識せよと教えられた。

（2）立憲主義

立憲主義とはなにか。憲法とは、単に、諸法令のなかで一番格が上にある法令というものではない。憲法と法律とは本質的に役割が異なる。立憲主義においては、大雑把にいって、憲法とは国民の自然権(基本的人権)を国家権力の横暴から保護するために、国家権力を制限する定めである。近代立憲主義が守ろうとしたものは、自然法に基づく天賦の権利・自然的権利である。ジョン・ロックによれば、自然権というのは、創造主が人間一人一人に生まれながらに与えた権利である。他方、その他の法律は、憲法の制約の下にある政府が国民に、税金を納めよ、スピード違反はするな、まじめに働けなどと命じるものである。

ジョン・ロックは『市民政府論』で、創造主の作品である人間は自然状態においては自由かつ平等であり(4)、他人を愛することは自分を愛することと同様に義務であるという自然法の下に生きていたという(5)。自然法とは、この法が宣言している神の意志であり、自然の根本法は人類の保存にある(135)。自然状態にあっては自然法の執行は各人に委ねられていて、自然法の侵害者を罰する権利は各人が持っている(7)。人は自分自身の一身についての所有権と(27)、自分が労働を加えた地について所有権をもつ(30)。人は所有権を確保し、これに対する侵害に対して安

全保障を得るために、他の人と結んで共同体をつくることに同意したことによって政府が組織された(95、124)。したがって、立法権をもつ政府は、公共の福祉を越えて、民を滅ぼし、隸属させる権利をもたない(131、135)。したがって、政府がこの目的に反する場合、民はこれを改廃し新政府を組織することができるとした(212)。

アメリカ独立宣言（1776年7月4日、コングレスにおいて13のアメリカ連合諸邦の全員一致の宣言）は次のように述べる。「(前略) われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれていることを信ずる。また、これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織されたこと、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。そしていかなる政治の形態といえども、もしこれらの目的を毀損するものとなった場合には、人民はそれを改廃し、かれらの安全と幸福とをもたらすべきとみとめられる主義を基礎とし、また権限の機構をもつ、新たな政府を組織する権利を有することを信ずる。(後略)」

なぜ権力者は憲法で制限される必要があるのか。それは、権力者はえてして自分に都合の悪い国民を剣で黙らせようとするからである。ヘロデ・アンテパスは自分の不倫の罪を非難するヨハネを逮捕し首をはねた。絶対王政の権力者たちは、イギリスでもフランスでも、自分を批判する国民を逮捕して牢屋に収監・拷問し、処刑した。日本でも、つい60年少し前まで「治安維持法」で、国家体制を批判する人は逮捕されて最高刑は死刑だった。

本来、国家権力は、剣の機能（警察力・暴力装置）をもって社会の秩序を維持する務めを託されている（ローマ13：4、5）。国家はいわば国民の番犬である。しかし、獰猛な番犬は牙を持つだけに、下手をすると主人にも噛み付くかもしれないから、つないでおく鎖が必要である。その鎖が憲法ある。だから日本国憲法でも、99条には国家権力者に、憲法の尊重し擁護する義務を課している。

九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

ところが、昨年2012年4月27日に自民党がつくった憲法改正草案には奇妙なことが書き加えられている。

102条 全て国民はこの憲法を尊重しなければならない。

番犬が自分をしばっている鎖を主人の首にもかけようとしているのである。

（3）自民憲法改正草案における基本的人権（自然権）の制限

①97条削除

自民改憲草案の基本的人権軽視は、第97条全削除に明確に現われている。

十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力

の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

たしかに、先に第11条⁹において、基本的人権については述べられているが、十章で「最高法規」としてこれを掲げることをもって、この憲法の根本的価値観が表明されている。その最高法規としての根本的価値観を否定する意図であろう。

②「公益及び公の秩序に反しない限り」とは？

自民改憲草案は、この文言をもって、さまざまな人権条項に制限を設けている。まず「幸福追求権」の制限である。

「改憲草案第十三条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。」

特に、憲法第十三条自体は日本国憲法ばかりでなく、近代国家の憲法の根本的な価値観を表現する条文として重要なものとされている、いわば憲法のヘソです。憲法13条をいじるとこの国の国民は相当痛い目にあうことになる。現行憲法の13条と比較してみよう。

「日本国憲法13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

改変されているのは、次の文言である。

個人→人

公共の福祉→公益及び公の秩序

最大→最大限

「個人」と「人」のちがいはなにか。「個人として尊重される」とは、一人一人の生命や思想信条のちがいを重んじるということである。自民改憲草案は「個人」を嫌っている。自民改憲草案は、個人である前に日本国民であると求めているからである。「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ・・」という国家主義的な価値観を打ち出しているわけだ。

「公共の福祉」と「公益及び公の秩序」のちがいも同じ。自民改憲草案QアンドAによれば次の通りである。「公共の福祉」というのはAさんの人権とBさんの人権がぶつかった場合のことをさしています。つまり、他人の迷惑を考えて自分の人権の主張は調整する必要があるということ。しかし、「公益及び公の秩序」は「憲法によって保障される基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではない」という意味だとQAで解説されている。人権同士の衝突でない衝突とはなにか。それは、人権が国権にぶつかる場合である。つまり、個人の意見・利益が国策に反するならば尊重しない、と言っているのである。

⁹ 自民改憲草案第十一條 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。

「個人」の価値を国よりも重く見るという価値観は、ジョン・ロック以来の近代市民社会に普遍的な価値観である。これを否定して、国家の価値が個人の価値より重いとしようというのであるから、わが国は近代国家の資格を自ら放棄することになろう。

問題は「公益及び公の秩序に反しない限り」という文言は、国の都合で、いかようにも拡大解釈できるという点。国策として進められることに反することは、みな「公益及び公の秩序に反する」とされうるのである。

③表現の自由・財産権を制限する

「改憲草案第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」

もし自民改憲草案が実現したら、戦争反対デモとか脱原発デモ参加者も逮捕されるかもしれない。それが国策に反するから。

さらに財産権も制限している。

「改憲草案第29条 財産権は、保障する。

2 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するように、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。

3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。」

「公益及び公の秩序」とはなにかといえば、「政府の都合」あるいは「国策」という意味である。国策に反しないかぎりは、信教の自由、言論の自由、表現の自由、財産権、を認めるけれども、国策に反する場合には認めないと言っているのである。

改憲に先立って、政府は、機密情報を外部に漏らした国家公務員への罰則を強化する「特定秘密保全法案」(仮称)を2013年秋の臨時国会に提出する準備を進めている。これは一昨年起きた尖閣沖漁船衝突事故のビデオ映像がインターネットに流失したことをきっかけにしたものである。その内容は、

(1)国の安全(2)外交(3)公共の安全と秩序の維持に関する政府や行政機関が「特別秘密」と指定する情報を“漏えい”すると「10年以下の懲役、罰金」の厳罰で取り締まる法制。国だけでなく、独立行政法人や地方自治体、業務委託を受けた企業や大学が持つ情報も「特別秘密」の対象。知ろうとする市民も「未遂」「教唆」「扇動」などで処罰するとしている。

これでは民主主義の根幹である、政府を監視する国民の耳・目口であるジャーナリズムが完全に圧殺されてしまい、政府の暴走を防止することができなくなる。

④政教分離条項を改変

「公益及び公の秩序」による制限ではなく、むしろ制限を緩めることによって、思想信条の自由を制限するのが20条改変である。

政教分離についても、自民改憲草案は第三項を付け加えることで骨抜きにしている。

改憲草案第二十条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

靖国神社・護国神社公式参拝、公教育における靖国神社・護国神社参拝・国家神道教育を可能とすることが意図されている。かつて「国民儀礼」と呼ばれ国民に強制されたことが、「社会的儀礼」と書き換えられただけのことである。

自民改正草案 QA は、「さらに、最高裁判例を参考にして後段を加え、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないもの」については、国や地方自治体による宗教的活動の禁止の対象から外しました。これにより、地鎮祭に当たって公費から玉串料を支出するなどの問題が現実に解決されます。」と言っている。

⑤人権を制限する狙い

それは戦争である。憲法 9 条を骨抜きにして、いつでもどこにでもアメリカの戦争の手伝いが出来るようにする。

戦争をするためには、マスコミを言論統制して国民をマインドコントロールし、国の都合で国民の財産・財産も没収し、ばあいによっては徴兵制を敷いていやがおうでも国民を「お国のため」に戦地に送り込むためには、基本的人権を制限しなければならない。戦争は、自由も財産も生命をも国のために差し出せという究極の人権侵害である。

実は、すでに 2003 年小泉政権下で定められた有事関連三法では「武力攻撃のおそれのある事態」「武力攻撃が予想されるにいたった事態」「武力攻撃事態」において、人や物や土地を国が強制収用することができるとされているが、これらは違憲のおそれがある。この法制を合憲化することが意図されていると見るべきであろう。また、人の強制収用が可能となるとあるように、徴兵制も視野に入ってくる。

（5）緊急事態宣言

最後に非常に危険なものを取り上げる。

（緊急事態の宣言）

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければな

らない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

緊急事態宣言は、ナチスの全権委任法（授権法）「民族および国家の危難を除去するための法律」と類似しています。1933年、暴君ネロのキリスト教徒迫害にヒントを得たのかどうかは定かでないが、ヒトラーは国会放火事件を起こしてこれを共産主義者の仕業であるとして国家転覆の緊急事態を演出し、全権委任法によって、ワイマール憲法を事実上、停止して、内閣の決定を法律と同等の力を持つものとすることによって独裁権力を掌握した。

わが国は大地震と原発爆発を経験し、かつ、近々さらに巨大な被害をもたらすであろう大地震が迫っているという状況がある。また、北朝鮮・尖閣・竹島における国際的緊張感を高まっているというか、意図的に高めているように見える。こうした状況なので、国民も緊急事態宣言が必要であると受け入れると踏んでいるのであろう。

結び

「それは、王の心が自分の同胞の上に高ぶることがないため、また命令から、右にも左にもそれることがなく、彼とその子孫とがイスラエルのうちで、長くその王国を治めることができるためである。」（申命記 17・20）

安倍政権は、2013年11月にはかつての大本営にあたる国家安全保障会議（NSC）を設置し、同年12月には特定秘密保護法を強行採決で成立させて一年以内に施行しようとしている。

さらに、2014年7月1日、憲法9条の明文による改正をすることは困難と判断して、解釈変更をもって9条は集団的自衛権行使を容認しているという途方もない閣議決定をしてしまった。これは憲法96条及び98条1項に対する違反である。

「**憲法96条** この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。（前半）」

「**憲法98条** この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」（前半）

首相は内閣法制局長官の首を挿げ替えて、集団的自衛権行使は合憲という説を出させて、内閣総理大臣が憲法解釈の最高責任者であるとした。しかも、立法府である国会の手の届かないところで、集団的自衛権行使容認を閣議決定した。これは憲法解釈の最高権は司法府つまり最高裁判所にあるという原理を無視したことにおいて、国権の最高機関である国会を無視したことにおいて、二重の意味で立憲主義を踏みにじっている。安倍政権はまさにその分を越えて、同胞の上に高ぶっている。

この時代、日本に遣わされている私たちキリスト者は、祭司として祈り、預言者として発言し、王として行動することを主キリストから求められているのではなかろうか。